

6月定例会・藤田議員の一般質問その2



市の熱中症対策を問う

米原市民報

日本共産党米原市会議員
山脇正孝 Tel.52-1093
日本共産党米原市会議員
藤田正雄 Tel.55-1527

<http://www.jcp-maibarashigidan.com/>

6月定例会の一般質問の2日目藤田議員の「一般質問のその2です。「有効期限到来の国保証の対応」「熱中症対策」です。

藤田議員の一般質問

国保証有効期限到来について

Q、7月、保険証の有効期限到来に伴うマイナ保険証、資格確認書の対象は

A、マイナ保険証をお持ちでない方に交付する「資格確認書」の対象者は1、347人であり、マイナ保険証をお持ちの方に交付する「資格情報のお知らせ」の対象者は4、896人で、7月中旬頃に送付予定です。

Q、同一世帯でマイナ保険証、資格確認書の混在世帯はどれだけあるのか

A、混在する世帯は26世帯です。「資格情報のお知らせ」と「資格確認書」を別々に世帯主様あてに、これまでの更新時期と同じ7月中旬頃に送付する予定です。

混乱が生じないように案内文書を同封する他、広報まいばら、伊吹山テレビ等による丁寧な周知を図っていきます。

電子証明の期限切保険証は

Q、電子証明書の有効期限の更新ができていないマイナ保険証について

A、マイナンバーカードの電子証明書の更新は5年ごと必要で、有効期限の3か月前に国から本人あてに通知が送付されます。

電子証明書の更新状況については、データがなく、本市においても現状の更新状況を把握するデータは、持っておりません。

Q、被保険者全員に資格確認書を送ることは法的に問題があるか

A、資格確認書は、被保険者が電子資格確認を受ける

ことができない状況にあるときに交付するとされており、マイナ保険証を持っていない人に交付するものとしてされています。国保被保険者については、全員一律に資格確認書を交付する状況ではないと、改めて通知があったところです。

Q、米原市でもすべての被保険者に資格確認書を送付できないか

A、全員一律に資格確認書を交付する予定はございません。

熱中症対策について

Q、市の仕事では、どのような仕事を対象か

A、国が示す定義に当てはまる業務としましては、道路や上下水道施設等の補修作業、鳥獣害対策、不法投棄パトロール、給食調理、保育・教育現場の屋外活動などの日常的な業務のほか、災害時の復旧作業や屋外でのイベント開催等についても対象になると考えております。

Q、「体制整備」等が事業者に義務付けられたが、対応は

A、事業者には義務付けされた3項目について、厚生労働省のリーフレットを活用し、庁内で情報共有を図っています。具体的な対策については、各現場によって必要となる作業環境の管理や体制整備などが変わってくることから、それぞれの実情に応じた対策を講じるよう周知を行っています。

Q、暑さ指数計の配備の状況は

A、学校現場では、昨年度と今年度でさらに追加配備を行い、現時点で計84台配備しています。その他の分

野は未配備となっております。環境省が発表している熱中症警戒アラートを参考にすると、暑さ指数計の配備を促すとともに、すでにファン付きの作業服を導入している部署もありますが、各現場の実情に応じた対策をさらに進めてまいります。

自治会活動での熱中症対策は

Q、自治会活動等での熱中症対策は

A、自治会等が熱中症を予防するための計画を検討され、御相談がありましたら作成に向けた支援をさせていただきます。

また、熱中症警戒アラートが発表された場合に市民にお知らせする防災アプリに加え、今年度から防災無線の屋外スピーカーによる注意喚起を行っていく予定をしてまいります。市内の公共施設や御協力頂ける民間施設をクーリングシェルターとして指定するとともに、自治会館の開放や熱中症予防啓発の御協力を地域にお願いしているところです。今後もウェブサイトで啓発、自治会に対する啓発チラシの配布等、啓発に努めてまいります。

